

入札説明書（共通編）

一般競争入札の実施に当たり、入札説明書（個別編）に定めるもの以外の事項について、次のとおり公告する。

1 共同企業体の入札参加資格の審査申請

本案件の入札参加を希望する者は、特定建設工事共同企業体入札参加資格審査申請書（以下「資格審査申請書」という。）及び特定建設工事共同企業体協定書（以下「協定書」という。）を所定の期日内に提出し、入札参加資格の審査を受け、資格者名簿に登載されなければならない。

（１）資格審査申請書及び協定書の提出

資格審査申請書及び協定書は、持参により提出すること。

提出にあたっては、以下に留意すること。

ア 電話により事前申し込みし、持参により提出すること。希望日時を考慮し、提出日時を指定する。

（ア）時 間 午前 9 時から正午まで及び午後 1 時から午後 5 時まで

（イ）場 所 千葉県県土整備部建設・不動産課入札契約室

千葉市中央区市場町 1－1 電話 043（223）4309

イ 協定書の編冊は袋綴じとし、構成員の印鑑をもって、割印すること。

ウ 資格審査申請書及び協定書の提出部数は、2 者 J V の場合は 4 部、3 者 J V の場合は 5 部とする。

2 入札参加資格の確認等

本案件の入札参加を希望する者は、別記第 3 号様式（一般競争入札（事後審査Ⅱ型）参加資格確認申請書）（以下「申請書」という。）及び資格確認資料を所定の期日内に提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

（１）申請書及び資格確認資料の提出

申請書及び資格確認資料は、電子入札システムにより提出すること。

申請書様式に記載の「留意事項」、「必要となる資格確認資料」欄の記載事項を確認するとともに、必要な書類の添付漏れがないよう、「申請書・添付書類確認項目表」により添付資料を確認すること。

提出にあたっては、以下に留意すること。

ア 契約書などの印のついているものは、スキャナーで読み取り電子ファイルとすること。

イ 提出する申請書及び資格確認資料は、1 つの電子ファイルにまとめること。

ウ 電子ファイルの容量は、10.0MB 以内に収めること。ただし、圧縮することにより、10.0MB 以内に収まる場合は、ZIP 形式により圧縮（自己解凍方式は除く）して提出することを認める。

（２）申請書及び資格確認資料の郵送又は託送による提出

資格確認資料が所定のファイル容量で収まらない場合は、郵送又は託送（書留郵便等、記録に残るものに限る。）により提出することを認める。

提出にあたっては、以下に留意すること。

ア 電子入札システムより「一般競争入札資格確認申請におけるシステム添付書」のみを提出すること。

- イ 電子入札システムから出力した「一般競争入札参加資格確認申請書受信確認通知書」を申請書及び資格確認資料と併せて郵送又は託送すること。
- ウ 持参又は電送（ファクシミリ等）によるものは受け付けない。
- エ 期日内（最終日午後5時まで）の必着とする。
- オ 提出部数は2部とする。

（3）その他

申請書及び資格確認資料の提出期限以降の差し替え及び再提出は認めない。

申請書及び資格確認資料の提出確認後に「競争参加資格確認通知書」を発行するが、当該通知は、電子入札システム上、入札に参加するための処理として通知するものであり、入札参加資格を確認したものではないことに注意すること。

3 入札執行

入札参加者は、入札書及び工事費内訳書を所定の期日内に提出すること。

（1）入札書及び工事費内訳書の提出

本案件の入札参加を希望するものは、入札に際し、入札金額の内訳を記載した工事費内訳書を提出しなければならない。

入札書及び工事費内訳書は、電子入札システムにより提出すること。また、再度入札を行う場合も、再度入札の額に応じた工事費内訳書を添付すること。

郵送又は託送（書留郵便等、記録に残るものに限る。）による場合は、最終日午後5時までの必着とする。なお、電報又はファクシミリによる入札は、認めない。

入札額は、入札参加者が消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望額の110分の100に相当する金額とすること。

落札決定に当たっては、入札書の金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とする。

工事費内訳書は、原則として、県の定めた様式を使用するものとする。ただし、同様式に準じた独自の様式を用いることができるが、この場合は次の事項が記載されていることを要する。

ア 入札参加者名、工事名及び工事場所

イ 工事費の内訳となる各項目に対応した数量、単位、単価及び金額

ウ 記載を要する項目については、次の表のとおりとする。なお、記載を要する項目に加え、更に項目の詳細を記載することは差し支えないものとする。

積算基準の適用	記載を要する項目
営繕	細目別内訳まで
下水（土木を除く）	細別内訳まで
上記以外	細別（新土木工事積算大系の工事工種体系における細別）まで

エ 工事費内訳書は、原則として電子入札システムにより提出することとし、ファイル容量は、3.0MB以内に収めるものとする。

オ 工事費内訳書は、「千葉県発注工事の入札における工事費内訳書取扱要領（平成27年3月11日制定）」（以下「取扱要領」という。）によるものとする。

カ 取扱要領第5条に基づく「重大な不備」に該当した場合、入札が無効となるので留意すること。

入札書及び工事費内訳書を提出した後は、開札前後を問わず、入札書の書き換え、引き換え又は撤回をすることは認めない。

（２）郵送又は託送による入札についての注意事項

- ア 入札書、誓約書及び委任状には、工事名及び工事場所をこの入札説明書の記載に従って記入すること。
 - イ 入札者が代理人である場合においても、誓約書及び入札書には代表者印を押印すること。
 - ウ 誓約書及び代理人が入札を行う場合の委任状の提出がない場合には、入札に参加することはできない。
 - エ この工事の入札参加資格確認結果通知書の写しを提出すること。
 - オ 郵送による入札の場合は、二重封筒とし、入札書の中封筒に入れ、封かんの上、入札者の氏名、入札件名及び開札日時を表記すること。
- また、工事費内訳書、誓約書及びこの工事の入札参加資格確認結果通知書の写しが提出されている場合はその写しを表封筒と入札書を入れた中封筒との間に入れること。

４ 技術資料の提出

入札参加者は、総合評価方式における技術評価点を算出するための技術資料を所定の期日内に提出しなければならない。

（１）技術資料の提出

技術資料は、電子入札システムにより提出すること。

提出にあたっては、以下に留意すること。

- ア 契約書などの印のついているものは、スキャナーで読み取り電子ファイルとすること。
- イ 提出する技術資料は、１つの電子ファイルにまとめること。
- ウ 電子ファイルの容量は、10.0MB以内に収めること。ただし、圧縮することにより、10.0MB以内に収まる場合は、ZIP形式により圧縮（自己解凍方式は除く）して提出することを認める。

（２）技術資料の郵送又は託送による提出

技術資料が所定のファイル容量で収まらない場合は、郵送又は託送（書留郵便等、記録に残るものに限る。）により提出することを認める。提出にあたっては、以下に留意すること。

- ア 電子入札システムより「一般競争入札資格確認申請におけるシステム添付書」のみを提出すること。
- イ 電子入札システムから出力した「技術資料・入札書受信確認通知」を技術資料と併せて郵送又は託送すること。
- ウ 持参又は電送（ファクシミリ等）によるものは受け付けない。
- エ 期日内（最終日午後５時まで）の必着とする。
- オ 提出部数は２部とする。（電子データを収納したＣＤ－Ｒ等の記録媒体を併せて提出すること。）

（３）その他

技術資料の提出期限以降の差し替え及び再提出は認めない。

５ 契約条項等を示す場所

本案件に係る入札説明書、契約書案、特定調達契約入札約款、設計図面及び仕様書（以下「設計図書等」という。）は、原則としてちば電子調達システムに係る入札情報サービスシステムにより配布する。

（１）設計図書等に対する質問及び回答

設計図書等に対する質問がある場合は、所定の期日に次のとおり提出すること。

ア 電子ファイルを所定のアドレスに電子メールにより提出すること。（電子入札システムによる提出ではない。）なお、以下のファイル形式とし、提出の際は必ずウイルス対策を実施すること。

・Microsoft Word 又は Microsoft Excel

イ 電子メールの「件名」には、工事名を記載すること。

ウ 電子メールの「本文」には、工事名及び質問者名・連絡先（電話番号）のみ入力し、質問文面は、添付する電子ファイルに記載すること。質問の題名、文面には、特定の企業名や個人名を記載しないこと。

エ 持参又は電送（ファクシミリ等）によるものは受け付けない。

回答は、所定の期日に入札情報サービスに掲載する。質問しなかった申請者も必ず確認すること。また、質問に対する回答だけでなく、情報提供を行うことがある。

6 入札保証金及び契約保証金

（１）入札保証金 免除

（２）契約保証金 納付。ただし、利付国債若しくは千葉県債の提供又は金融機関若しくは保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金の納付を免除する。

7 調査基準価格

本案件は、低入札価格調査制度が適用される工事である。

（１）調査基準価格の設定

低入札価格調査制度を適用する工事にあつては、調査基準価格を設定する。

当該調査基準価格の設定については、「建設工事等低入札価格調査実施要領（平成 19 年 2 月 7 日制定）」（以下、「低入要領」という。）第 4 条の規定を適用する。

調査基準価格の算出方法については、「参考 調査基準価格の算定方法」を参照すること。

（２）低入札価格調査

本案件においては、低入要領に基づき、低入札価格調査の実施等の一連の事務手続きを以下により実施する。

ア 調査基準価格を設定する。

イ いずれかの入札者の入札価格が調査基準価格を下回る場合は、落札者の決定を保留とし、調査実施のうえ、後日決定する。入札者にはその決定を通知する。

ウ 低入要領第 2 条第 1 2 号に規定する第 1 順位者であっても、入札価格が調査基準価格を下回る場合は、必ずしも落札者とならない場合がある。

エ 調査基準価格を下回る価格をもって入札した者（以下「低価格入札者」という。）は、事後の事情聴取等の調査に協力しなければならない。なお、第 1 順位者でない者についても当該調査を実施する場合があります、当該調査に協力しない者のした入札は無効とする。

オ 低価格入札者は、開札日の翌日から起算して 5 日目（この期間に県の休日が含まれる場合にあっては、その休日の日数は、この期間に参入しない。）の低入札価格調査の実施者が指定する時刻までに指示された書類を作成し提出しなければならない。なお、第 1 順位者でない者についても提出しなければならない、規定の期日までに当該書類を提出しない者のした入札は、無効

とする。ただし、低入札価格調査の実施者から低入札価格調査を中止する旨の通知があった場合はこの限りではない。

カ 低入札価格調査を受けた者との契約については、契約の保証の額を請負代金額の 10 分の 3 以上とする。

キ 低入札価格調査を受けた者との契約については、前払金の割合を請負代金額の 10 分の 2 以内とする。

ク 低入札価格調査を受けた者との契約については、その者が過去 2 年以内に竣工した工事等に関して、次に該当する場合は、主任（監理）技術者とは別に同一の資格を満たす技術者を専任で 1 名現場に配置することとする。

1) 65 点未満の工事成績評定を受けている者。

2) 発注者から工事完成検査等において修補（軽微な手直しは除く。）の必要があると認められた場合若しくは工事目的物の全部又は一部の引渡し後、契約不適合（引き渡しされた工事目的物が種類又は品質に関して契約の内容に適合しないものをいう。）に起因し工事請負契約に基づく修補（軽微な手直し等を除く。）若しくは代替物の引渡しによる履行の追完の請求、代金の減額の請求又は損害賠償を請求された者。

3) 品質管理等に関し、指名停止を受けた者。

4) 自らに起因して大幅に工期を遅延させたもの。

ケ 調査の結果、「価格失格判定基準」又は「価格失格判定基準以外の失格判定基準」に該当する場合は、当該低入札価格入札者のした入札を失格とする。なお、この工事においては、「価格失格判定基準」は定めないこととする。また、入札に際して提出する工事費内訳書は、調査の資料として使用する。

8 落札者の決定方法

事後審査Ⅱ型は、入札執行前に全ての入札参加を希望する者が、資格確認申請（申請書及び資格確認資料の提出）を行い、入札・開札後、落札候補者を決定し、落札候補者のみ入札参加資格を確認する方式である。事後審査Ⅱ型では、開札後、入札参加者に落札の保留を通知する。なお、落札保留中に落札候補者の通知・公表は行わない。

本案件では、有効となる入札をした者が一者以上あった場合は、落札者を決定するものとする。

入札のうち予定価格の範囲内の価格の入札がないときは、原則として 2 回まで再度入札を行うものとする。

（1）落札候補者の決定

開札後、落札を保留し、千葉県財務規則（昭和 39 年千葉県規則第 13 号の 2）第 109 条の規定により作成された予定価格の範囲内で入札を行った者のうち、価格と技術評価点から算出する評価値の最も高い者を落札候補者として、開札を終了する。

（2）落札者の決定

落札候補者の入札参加資格を審査し、資格があることが確認できた者を落札者とする。

なお、審査の結果、入札参加資格がないことを確認した場合、当該落札候補者を落札者とせず、次順位者を新たな落札候補者として順次入札参加資格の審査を行い、資格のあることが確認できた者を落札者とする。

また、落札候補者が二人以上あった場合は、くじを実施して、落札候補者及び落札候補者以外の入札者の順位を定める。

落札候補者以外の入札者において、評価値の最も高い者又はくじ引きの結果、落札候補者に次

ぐ順位となったものを次順位者とする。

9 入札の無効

この公告及び入札説明書に示した入札参加者に必要な資格のない者及び虚偽の申請を行った者のした入札並びに特定調達契約入札約款等入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

なお、入札参加資格を確認された者であっても、確認後、指名停止措置を受け、入札時において指名停止期間中である者は、入札に参加できない。

技術資料を提出する際に、以下のいずれかに該当した者、入札を無効とするので留意すること。

ア 電子入札システムによる提出の際に、技術資料提出画面において、工事費内訳書を添付した者。

イ 郵送または託送による提出の際に、技術資料とともに工事費内訳書を同封し提出した者。

10 技術者の配置

（１）技術者の資格確認

落札者は、建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 26 条第 1 項に規定する主任技術者又は同条第 2 項に規定する監理技術者を本案件に配置すること。この主任技術者又は監理技術者は、入札申込日以前において、3 カ月以上継続して、落札者と直接的な雇用関係にあることが必要である。

なお、主任技術者等選任通知書の提出時には、入札参加資格における技術者配置の資格要件の有無に関わらず、通知書に記載された技術者が建設業法第 26 条第 1 項に規定する主任技術者又は同条第 2 項に規定する監理技術者であることの確認を行う。

（２）技術者を配置できなくなった場合

技術者配置の資格要件の有無に関わらず、入札から落札決定までの間に、他工事の落札等の理由により、主任技術者又は監理技術者を配置できなくなった場合は、開札日（1 回目）から起算して 5 日以内（県の休日を除く。）に書面により申し出ること。（ただし、開札日（1 回目）から落札者決定通知日（予定）まで 5 日間ない場合は、落札者決定通知日（予定）の前日までとする。）この場合において、申出書を提出した入札参加者の入札は無効とする。

なお、主任技術者又は監理技術者を配置できなくなったにもかかわらず、この申出をしなかった入札参加者に対しては、千葉県建設工事請負業者等指名停止措置要領に基づき、指名停止の措置を行うことがある。

（３）専任特例 2 号の場合の監理技術者の配置

建設業法第 26 条第 3 項第 2 号（以下「専任特例 2 号」という。）による場合の監理技術者の配置が認められる工事であって、専任特例 2 号による監理技術者の配置を行う場合は、以下の要件をすべて満たさなければならない。

ア 当該工事現場に監理技術者の行うべき職務を補佐するもの（以下「監理技術者補佐」という。）を専任で配置すること。

イ 監理技術者補佐は、主任技術者の資格を有する一級施工管理技士補又は一級施工管理技士等の国家資格者、学歴や実務経験により監理技術者の資格を有する者であること。なお、監理技術者補佐の建設業法第 27 条の規定に基づく技術検定種目は、監理技術者に求める技術検定種目と同じであること。

ウ 監理技術者補佐は所属建設業者（入札参加者）と直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。

エ 同一の監理技術者が配置できる工事の数は、本工事を含め同時に 2 件までとする。

オ 監理技術者として職務を適正に遂行するため、当該工事の内容に応じ、兼務する工事が以下

の範囲にあること。

①土木工事の場合 兼務する工事が千葉県内にあること

※河川工事の場合は、兼務する工事が沿川市町村内にあること

②建築工事、建築設備工事等の場合 兼務する工事が千葉県、埼玉県、東京都、神奈川県、茨城県の都県内にあること

カ 監理技術者は、施工における主要な会議への参加、現場の巡回及び主要な工程の立会等の職務を適正に遂行しなければならない。

キ 監理技術者と監理技術者補佐との間で常に連絡が取れる体制であること。

ク 監理技術者補佐が担う業務等について、明らかにすること。

ケ 監理技術者は、維持工事を兼務することは出来ない。なお、ここでの維持工事とは、通年維持工事等（24 時間体制での応急処理工や緊急巡回等が必要な工事）をいう。

監理技術者補佐についても、契約後、「主任技術者等選任通知書」を発注機関に提出する際に、建設業法第 26 条の規定を満たす技術者であるかの確認を行う。

11 工期又は請負代金の額に影響を及ぼす事象に関する情報の通知

落札者は、建設業法第 20 条の 2 第 2 項の規定により、工期又は請負代金の額に影響を及ぼす事象が発生するおそれがあると認めるときは、落札決定から請負契約を締結するまでに、発注者に対して、その旨を当該事象の状況の把握のため必要な情報と併せて通知すること。

なお、通知書の様式は、千葉県ホームページ（入札のしおり関係（建設工事等））を参照すること。

<http://www.pref.chiba.lg.jp/kenfudou/nyuu-kei/kensetsukouji/kitei-tsuuchi/shiori/index.html>

12 苦情等の申し立て

この工事の入札において落札候補者となったが資格がないとされた者は、その理由について、落札決定通知日から起算して 7 日以内（県の休日を除く。）に書面により千葉県県土整備部建設・不動産課長に説明を求めることができる。この場合において、千葉県県土整備部建設・不動産課長は説明を求められた日から 3 日以内（県の休日を除く。）に書面で回答する。

総合評価方式による入札において落札者にならなかった者は、その理由について、総合評価方式の評価調書を公表した日から起算して 7 日以内（県の休日を除く。）に書面により千葉県県土整備部営繕課長に説明を求めることができる。この場合において、千葉県県土整備部営繕課長は説明を求められた日から 5 日以内（県の休日を除く。）に書面で回答する。

再苦情の申し立てについては、政府調達に関する苦情の処理手続き（平成 8 年 3 月 25 日制定）により苦情を申し立てすることができる。

13 その他

- ・資格確認資料及び技術資料の作成説明会及び現場説明会は実施しない。
- ・資格確認資料のヒアリングは実施しない。ただし、記載内容が不明確で入札参加資格を確認できない場合には、説明を求めることがある。
- ・必要に応じて「技術提案」及び「工事全般の施工計画」に関するヒアリングを実施する。
- ・提出された資格確認資料及び技術資料の公表、無断使用は行わない。
- ・工期は、事情により変更することがある。
- ・入札参加者は、特定調達契約入札約款及び契約書案を熟読し、遵守すること。
- ・電子入札システムの操作上のマニュアルとしては、ちば電子調達システムホームページで公開している「システム操作マニュアル」を参考とすること。

<https://www.chiba-ep-bis.supercals.jp/webportalPublic/LPS1P30R.html>

- ・電子入札システム操作等の問い合わせ先は下記のとおりとする。

ア システム操作等の問合せ先

ちば電子調達システムサポートデスク 電話 043-441-5551

イ ICカードの不具合等発生時の問合せ先

取得しているICカードの認証機関

- ・一般競争入札に関する事項及び資料の様式等に関することについては、千葉県ホームページで公開している「一般競争入札（事後審査2型）のしおり」を参考とすること。

<http://www.pref.chiba.lg.jp/kenfudou/nyuu-kei/kensetsukouji/kitei-tsuuchi/shiori/index.html>

- ・契約手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- ・入札説明書（個別編）4（2）アに掲げる認定を受けていない者も上記2により資格確認資料を提出することができるが、入札に参加するためには、落札決定の時ににおいて、当該資格の認定を受け、かつ、上記2の確認を受けていなければならない。
- ・この設計図書等を入手した者は、これをこの入札手続き以外の目的で使用してはならない。
- ・各様式は千葉県県土整備部・建設不動産課のホームページからダウンロードして用いること。

<https://www.pref.chiba.lg.jp/kenfudou/nyuu-kei/kensetsukouji/kitei-tsuuchi/shiori/jigosin2gata.html>

参考 調査基準価格の算定方法

（１）共通事項

予定価格算出の基礎となった㊦・㊧・㊨・㊩に掲げる額（１円未満切り捨て）を合計し１万円未満を切り捨てた額に、１００分の１１０を乗じて得た額とする。

また、積算基準の適用が営繕である場合を除く有価物（発生材）を含む工事にあつては、㊦・㊧・㊨・㊩に掲げる額（１円未満切り捨て）を合計し有価物（発生材）のスクラップ評価額㊪を減じ、１万円未満を切り捨てた額に、１００分の１１０を乗じて得た額とする。

- ㊦ 直接工事費の合計額に１００分の９７を乗じて得た額
- ㊧ 共通仮設費の合計額に１００分の９０を乗じて得た額
- ㊨ 現場管理費の合計額に１００分の９０を乗じて得た額
- ㊩ 一般管理費等の合計額に１００分の６８を乗じて得た額
- ㊪ 有価物（発生材）のスクラップ評価額

（２）積算基準の適用等による算定方法

積算基準の適用が土木で鋼橋製作を含む工事にあつては、
「共通仮設費」を「共通仮設費、間接労務費」
「現場管理費」を「現場管理費、工場管理費」と読み替える。

積算基準の適用が土木（電気通信編）の工事にあつては、
「直接工事費」を「直接工事費、直接製作費」
「共通仮設費」を「共通仮設費、間接労務費」
「現場管理費」を「現場管理費、工場管理費、機器間接費」と読み替える。
「一般管理費等」は、機器単体費の「一般管理費等」、工事費の「一般管理費等」の合計額とする。

なお、「直接製作費」は機器単体費に１０分の６を乗じた額、「間接労務費」は機器単体費に１０分の１を乗じた額、「工場管理費」は機器単体費に１０分の２を乗じた額、機器単体費の「一般管理費等」は機器単体費に１０分の１を乗じた額とする。

積算基準の適用が土木（機械編）で機械設備製作を含む工事にあつては、
「直接工事費」を「直接工事費、直接製作費」
「共通仮設費」を「共通仮設費、間接労務費」
「現場管理費」を「現場管理費、工場管理費、据付間接費、設計技術費」と読み替える。

積算基準の適用が下水の工事にあつては、
「直接工事費」を「直接工事費、機器費」
「現場管理費」を「現場管理費、工場管理費、据付間接費、設計技術費」と読み替える。